

# エコクリーンアファイ(ごみ焼却施設) 大規模改修工事のお知らせ

ごみ処理施設エコクリーンアファイ(晴山地区)の「ごみ焼却施設」の老朽化に伴い、令和5・6年度の2か年で大規模改修工事を実施いたします。工事期間中の一部は、西北五環境整備事務組合施設「西部クリーンセンター」(つがる市稲垣)で処理することになります。

## 令和5年12月1日から令和6年6月29日までの利用制限について

### ①「燃やせるごみ」

- ・今までどおり収集車による各地区の収集を行います。
- ・「アファイ」「西部クリーンセンター」への直接持ち込みはできません。

### ②「燃やせるごみ以外(燃やせないごみ・粗大ごみ・資源ごみ・有害ごみ)」

- ・今までどおり収集車による各地区の収集を行います。
- ・アファイへの直接持ち込みはできますが、「粗大ごみの一部(畳・布団・マットレス・ゴザ・じゅうたん)」は受け入れできません。(日曜・祝日は不可)

※工事期間中ご不便をおかけしますが、ご協力くださるようお願いいたします。



エコクリーンアファイ(可燃ごみ焼却施設、不燃・粗大・資源ごみ処理施設) 晴山地区

問合せ先：町民課 町民生活係 74-2115

# 「分別の手引き」を改訂しました ごみの分別にご協力を!

「プラスチック資源循環促進法」の施行と、時代に合わせたごみ品目の加除など「ごみ・資源の分け方・出し方」を見直しました。ごみの分別に冊子とポスターをご活用ください。

## 【主な改正点】

- ①「燃えるごみ」「燃やせないごみ」⇒「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」に名称を改正。  
※ごみ袋も今後名称を変更いたします。
- ②「プラスチック資源循環促進法」の施行により硬質プラスチック類やゴム製品を「燃やせないごみ」に変更。  
・歯ブラシ・バケツ・洗面器・おもちゃ「燃えるごみ」⇒「燃やせないごみ」  
・長靴(ゴム)「燃えるごみ」⇒「燃やせないごみ」
- ③容器包装リサイクルの徹底  
・納豆・豆腐の容器(プラスチック製)「燃えるごみ」⇒中をきれいにして「その他のプラスチック」 ※「たまごパック・食品のトレイ」などと同じ分別となります。  
(注)「容器包装リサイクル法」とは、一般の家庭でごみとなって排出される商品の容器や包装(びん、PETボトル、お菓子の紙箱やフィルム袋、レジ袋など)を再商品化(リサイクル)する目的で作られた法律です。



2023年3月改訂 (左) 分別の手引き (右) ごみの分け方・出し方(ポスター)

☆みなさんに家庭ごみを正しく分別していただくために、地区説明会を開催します。  
詳しくは6月9日(金)発行の「お知らせ版」に掲載しますので、ご参加ください。